

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八頭町長

市町村名 (市町村コード)	八頭町 (31329)
地域名 (地域内農業集落名)	船岡地区 (旧船岡地域全域)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は旧船岡町全域を区域設定した地域であり担い手による農地集積は76%を超えている。平成21年に旧船岡町全域を対象として設立された農事組合法人が集積を進めており水稻を中心に飼料用米・飼料用稲、飼料作物、高収益作物などの栽培に合わせ、畜産(肥育)にも取り組み、近年では水稻や野菜の有機農業に取り組んでいる。一般農家の離農等による貸し出し希望農地のほとんどを本農事組合法人が集積しており現在では、地区内農用地面積の約72%が本法人の経営農地であり、今後も経営面積が拡大していく事が想定される。

また、本地域は以前から新規就農者の取組が多い地域であり、水稻と野菜で経営計画を立て営農を展開している若手農業者もある。中には新規就農研修後に認定農業者となり地域の担い手として活躍している者もある。多面的機能交付金支払制度の活用集落が10集落、中山間地域直接支払交付金制度の活用集落が3集落ある。他の集落においても、農事組合法人が多面的機能支払交付金の事務を広域で実施しており、中山間地域直接支払交付金についても農事組合法人による個別協定を作成しほぼ全地域で取組を行い、農地及び農業用施設の維持管理を実施している。

本地域には県を代表する養鶏を営む農業法人があり、農家レストランやスイーツ販売、旧小学校を活用した宿泊施設の運営など卵を活用した6次産業化の取組が進められている。

本地域の課題としてはやはり農家の高齢化による農地問題が一番の課題である。地域全域を対象にした農事組合法人が集積を進めているものの、法人構成員の高齢化により法人直営面積が増大し、経営農地全てを管理するのは困難な状況となってきた。

※地域内における主な栽培品目:水稻171.4ha、飼料用米・飼料用稲55.9ha、飼料用作物9.4ha、果樹4.6ha、野菜・花等56.8ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

(2)で記述したように、本地域は地域全域を対象にした農事組合法人により集積が進んでいるが、法人構成員の高齢化により法人直営面積が増大し、経営農地全てを管理するのは困難な状況となってきた。このため、多面的機能支払交付金制度や中山間直接支払交付金制度などの活用と合わせ、導水路の維持管理、水田の水管理、畦畔の草刈り等地域と農事組合法人が連携した取組を展開していく必要がある。

また、本地域においては農事組合法人の他にも若手の認定農業者等が多く存在する地域である。親元就農事業の活用により新規就農者の取組をしている者もある。若手農業者の中には経営規模の拡大を希望する者もあるため、定期的に担い手間の農地利用調整会議を開催し農地の集積集約を進めていく。

本地域の農事組合法人において水稻や複数の野菜栽培において大規模な有機農業の取組が進められている。八頭町においてもオーガニックビレッジ宣言に向けた取組を進める事としており本地域を中心に有機農業の取組を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	469.63 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	374.69 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域における農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、基盤整備未実施区域等、今後管理が困難と思われる農地は対象外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域内で離農する農家が出た場合は地域内担い手へ集積する。また、地域内担い手の話し合いにより農地集積計画を定め農地中間管理機構を活用し集約を進める。
地域内で新たに農地の借り入れを希望する者が出てきた場合は話し合いを行い集積集約計画を見直す。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借は基本的に農地中間管理事業を活用する事とし、地域内担い手の農地集積計画により集約を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・西谷集落内の受益面積4.9haを賄う農業用ため池(新堤)の老朽化に伴い県営地域ため池総合整備事業の活用により改修工事を予定している。(令和6～8年度予定)
・西谷集落内の受益面積0.5haを賄う農業用ため池(銭神谷堤)の老朽化に伴い県営地域ため池総合整備事業の活用により改修工事を予定している。(令和8年度以降)
・本地域の受益面積112.4haを賄う舟川堤用水路の老朽化に伴い、県営水利施設等保全高度化事業の活用により補修工事を予定している(令和8～12年度予定)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

今後の本地域における農業経営安定のためには現在の担い手の存続が不可欠である。地域内担い手が本地域でしっかりと営農が継続できるよう各種補助事業の活用等により支援を行っていく。
新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施のサポートを行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

担い手による集積が困難な農地については農業支援サービス事業体を実施している農作業受託の斡旋を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☒	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣対策交付金・多面的機能支払交付金を活用し、必要に応じて新たな侵入防止柵の設置を行うとともに既存施設の維持管理と情報収集に務める。
②農事組合法人が有機JASを認証取得しており、水稻、野菜で有機農業に取り組み環境保全型農業直接支払交付金制度を活用している。また、1農家が特別栽培米の生産に取り組んでいる。
③本地域の担い手においてドローンによる農薬散布などスマート農業の実践を行っている。
⑦多面的機能支払交付金制度を活用し、農地や農道・水路等の保全管理のための取組を進めていく。
⑨水稻・園芸農家において新規就農の取組がある。(親元就農R～R開始予定)